

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月2日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

市長が管理を行う期間を延長するため、本条例を制定するものであります。

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する  
条例の一部を改正する条例

久慈サンピア日立スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成21年条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年9月30日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。